

新 旧 対 照 表

(新)

高知県病床機能再編支援交付金交付要綱
(抜粋)

(趣旨)

第1条～第6条 略

(交付金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、交付対象者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めた場合
- (2) 交付金の交付要件となる病床の削減等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合
- (3) 交付金の交付を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域(法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。)に開設する病院等において、許可病床数を増加させた場合(特定の疾病にり患する者が多くなる等の事情により、知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合を除く)
- (4) 申請内容を偽り、その他不正の手段により交付金の交付を受けたと認める場合

(交付金の返還等)

第8条～第12条 略

(個人情報の保護)

第13条 事業の実施に当たって知り得た個人情報は、交付対象者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

- 2 交付対象者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高知県条例第34号)その他の法令の規定を遵守しなければならない。

(旧)

高知県病床機能再編支援交付金交付要綱
(抜粋)

(趣旨)

第1条～第6条 略

(交付金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、交付対象者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めた場合
- (2) 交付金の交付要件となる病床の削減等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合
- (3) 交付金の交付を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域(同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。)に開設する病院等において、許可病床数を増加させた場合(特定の疾病にり患する者が多くなる等の事情により、知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合を除く)
- (4) 申請内容を偽り、その他不正の手段により交付金の交付を受けたと認める場合

(交付金の返還等)

第8条～第12条 略

(個人情報の保護)

第13条 事業の実施に当たって知り得た個人情報は、交付対象者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

- 2 交付対象者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) 及び高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の規定を遵守しなければならない。

新 旧 対 照 表

(新)

(旧)

(情報の開示)
第14条 略

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第5条第4号、第7条、第8条及び第12条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(情報の開示)
第14条 略

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第5条第4号、第7条、第8条及び第12条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和4年3月24日から施行する。